



<続報>西田・参議院議員、質し、経産省にはレス率で

——田村・金融庁政務官、三日月・国交省政務官、

3月16日に開催された参議院・国土交通委員会において西田実仁議員は、昨年11月の委員会において前原・国交大臣、田村・金融政務官に対して質問した点について調査結果を質した。つまり、金融庁に対しては「車体整備との取引の実態、とくにどのように料金算定を行なっていっているか」の聞き込み調査の内容、国交省には「安全上の問題が発生しているならゆきし問題」(前原大臣)とした観点から日本自動車車体整備協同組合連合会を通じて実態調査を実施した結果がどうであったのか、という趣旨で今回の質問を行なった。

ただ、時間的な問題もあり今委員会においては残念ながら詳細な調査結果の報告は次回に持ち越しとなつた。

しかしながら、西田議員はデーターのレス率問題を取り上げ、われわれの業界にとって二の矢を放つた。具体的には、このところ急激に取引条件を厳しくしているカーデーラーに対して下請取引法を逸脱しているのではないか、という弾薬である。幸いにして経産省の増子副大臣から、「下請代金法の対象となる」という発言を引き出し、「下請け取引の適正化のための実態把握」を約束してくれた。

いずれも、「修理後の安全、安心が担保されているのか」という問題提起であり、損保会社の指数の対応と共に業界として直面する大きな問題であることに間違いないものである。質疑内容を誌上載録するとともに、今後ともその動向について注視していただきたい。

(弓場信幸)

* 小社のweb・リバテックリーダーズにおいて委員会の映像を掲載中。

参議院 国土交通委員会3月16日質疑の要旨

・質疑事項

西田実仁議員

今回、ヒアリングを行なったということでございますけれども、どんな内容をお聞きになったのか、お聞かしいたいと思います。

田村謙治大臣政務官

昨年11月19日に質問をいただいて国土交通省とともに金融庁でも実態の調査をいたしました。

金融庁といましましては、主要な損保会社5社に対しまして車体整備との取引の実態、とくにどのように料金算定を行なっていっているかといったことについてヒアリングを行ないました。

また、併せて作業指數を算定している自研センターに対しまして、国土交通省と合同ではありますけれども、作業指數をどのように算定しているかと、そして作業指數は妥当なのかといったようなことをヒアリングいたしました。

昭和57年7月26日に日本弁護士連合会と日本損害保険協会におきましては協定書が交わされています。この協定書では本来、弁護士法で禁止されておりました。

平成6年、公取委から通達、警告が出ておりまして、損保会社に対し二つの徹底がなされています。ひとつは、対応単価については個別に決定すること、もうひとつは、この指數方式および指數指標を強制しないという徹底がなされました。この指數方式につきましては、公取委から出された警告を受けて協会の方では指數方式の合理性に基づいた説得によることとし、本方式を利用しない修理業者に対しまして不

利益措置はとらないと協会として取り決めをなさったということです。

こうした指數方式ならびに対応単価も、この公取委からの警告が実態として守られているかどうかをヒアリングなさったということでおよろしいですか。

田村大臣政務官

ヒアリング項目としては直接的に聞いている質問という項目は入っておりません。

西田議員

実態をお調べになつたということですから、当然そうしたこととも対象にならうと思いますが、結果を待ちたいと思います。

そのうえで、損保会社が物損あるいは人身の示談代行を行なうことにつきましては、弁護士法の特例として認められているわけです。そういう意味では中立を旨に行なわなければならぬとなっております。

昭和57年7月26日に日本弁護士連合会と日本損害保険協会におきましては協定書が交わされています。この協定書では本來、弁護士法で禁止されておりました。

西田議員

平成6年、公取委から通達、警告が出ておりまして、損保会社に対し二つの徹底がなされています。ひとつは、



国土交通省

国交省と金融庁から調査内容 実情把握を要請する

増子・経産省副大臣が答える

る違法行為ではあるけれども、特例として損保会社ならびにその子会社であるいわゆるアジャスターといわれるところが物損、人身の示談代行を行なうということありますので、特例を使う以上、両者で協議する機関を作る必要があると。そして、定期的に継続して問題が起きていなかどうかを協議しなければならないと定めております。

この協議会、いつ直近で開かれたのでしょうか。

田村大臣政務官

その点については承知しておりません。確認してまた個別に対応させていただきます。

西田議員

平成7年以降開かれていません。情報があります。つまり、もう14年くらい開かれていません。ということは、損保会社と弁護士連合会の協定にある、定期的に継続して協議をするということは少なくとも守られていないと。この車体業者と損保会社との間で一部に生じているさまざまなトラブルということについてもこの協定書にかかわってくることで、これは取り決め通りきちんと協議をしていく必要があります。事実関係が分かりましたら、また教えていただきたい。

そこで、作業指數の算出の透明化ということについてお聞きしたいと思います。

これもアンケート結果を見なければ何ともいえませんが、質問項目に作業指數についてどのような情報を開示してほしいかという設問があります。つまり、作業指數はブラックボックスになっている、どういうふうに作業指數、すなわち作業する時間が決まっている

のかということが分かりにくいくらいのことですので車体整備の事業者の方々はどのような情報を開示してほしいのかと聞いておられます。

また、作業指數の作業時間と実作業の時間とを比較して、どの程度差がありますかという設問もされています。かなり具体的です。ぜひ、集計していただいたうえでその対応を、これだけ具体的にお聞きしているわけですから、考えていただきたい。

田村大臣政務官

自研センターは確かに株式会社です。しかし、これだけのアンケートを取って作業指數についてどこをどう情報を開示してほしいかということまで聞いていてはい、それでおしまいということにはならないだろうと思います。

西田議員

自研センターとたゞや業界団体との作業指數をめぐる、単価ではなくて、作業指數をめぐる定期協議の開催などを検討する必要があるのではないか。

ちなみにオランダなどでは、ソレラという民間企業が作業指數を決定しています。しかし、そこには自動車メーカーや保険会社、車体整備組合や工数算出の専門家も加わって、よりその工数の決定プロセスが透明化されているというふうに思います。車の安全、安心ということを守るには、この作業指數というものがひとつ重要な物差しになつてゐることは事実です。

したがって、この集計結果を受けて、今申し上げました作業指數算出の透明化ということについてこれまでとは違う対応をぜひとも検討をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

三日月大造大臣政務官

国土交通省としては、個別の協定による契約事項に關する立場にはな

い、しかしながら安全上問題があれば看過できないといった観点から金融庁と協力をして調査を行なつてまいりました。

間もなくその結果についてもお知らせできると思いますが、委員ご指摘のその作業指數、具体的には単位作業時間、これが修理作業の実態に即していないのではないかという観点から果たしてどうなのかということを、ぜひこの結果に基づいてしっかりと精査、分析をして、その後の行政にいかしてまいりたいと考えています。

田村大臣政務官

金融庁としましても国交省と協力しながら引き続き調査結果ができるだけ早急に分析とともに、自研センター、先生はすでに各國の状況も詳しく調べていらっしゃるということ、前回のご質問のときも、そして今もお伺いをいたしました。

金融庁としましても今のところ把握しているのは、たとえばイギリス、ドイツ、スペインといったような国では損保会社が設立していて、日本の自研センターもそれをモデルにしているとまでは聞いております。

けれども、今委員がおっしゃったようなより中立的な仕組みというものがあるのかどうかといったようなことはまだ私も把握をしていませんので、日本の在り方をどうすべきかと考えるとともに、この指數についても、委員からご指摘ありました透明性も十分であるのかどうか。調査結果がまとまり次第、委員にもお示しできればと思っておりますけれども、やはり車体整備業者の方からは不満もあるという声は聞いております。



<続報>西田・参議院議員、国交省と金融庁から調査内容質し、経産省にはレス率で実情把握を要請する

——田村・金融庁政務官、三日月・国交省政務官、増子・経産省副大臣が答える

ただ一方で、自研センターのほうではそれなりにある程度の透明化の努力は果たしていると、概要をホームページに出してですね、そこには見解の相違があるわけでありまして、そこは両者の意見をしっかり聞きながら国交省とともに検討してまいりたいと思っています。

西田議員

見解の相違があった場合に、見解の相違があったということが確認されて終わりでは何の意味もないわけでありまして、見解の相違があった場合にそれをどういうふうにして調整をしていくかという、そしてその作業指數の透明化を図る仕組みをどう作っていくかということを前向きに検討していただきたい。

私が聞いているのは、安全上の問題ということなのです。この調査票でも一番最初に書かれている設問、これは私も随分事業者の方から苦情をいわれました。こんなこと答えられるわけないじゃないか、というお叱りをいただいたわけです。

最初の質問というのは、この今話題になっている自研センターが策定する作業指數の作業時間内で修理した結果、不適切な修理作業になってしまったと、それで事故とか故障が発生したと。発生していますか、していませんかというふうに質問はなっているんです。こんなのおかしいですよね。事業者が自分で直している人たちに対して、あなたは故障が起きるような修理をしていますか、していませんかと聞いているんですよ。そんものはしていないに決まっているじゃないですか。まったくナンセンスな質問でありますし

かしながら、それでも踏ん張って答えている方が私のところにも随分お声をいただいております。

修理業者の方は、たとえ修理料金が少なくとも、また指數、この時間が合っていないでも、安心、安全な修理を行なうので、当然のことながらこれは二番のしていないというふうに答えるんですね。二番に答えるながらも文章に書いている、あるいは一番というふうに答えて答えて文章にお答えになっている方もいらっしゃると聞いております。

つまり、事業者の方の思いは、作業時間の指數が合わなくて、お客様の車をお預かりしているんだからそれをサービスで修理すると、保険会社が認めないからといって直さない車をお客様に渡せないと、その車が修理後、事故をもし起こしたら自分の責任になるからだと、こういう倫理観で修理をしていくわけであります。

ですから、ここは数字上の処理の仕方にもよるんですけども、一番最初に聞いている質問が故障が発生していますかと。していないというのがたくさんあるからといって何も問題がないんだというふうには解釈をいただかないほうがいいと思います。

田村大臣政務官

金融庁としましても、損保会社が適切な保険金支払いをしているかどうかということを監督する立場でございますので、そこは国交省としっかり連携をしながら、委員のご指摘をしっかりと踏まえて検討を進めてまいりたいと思っております。

西田議員

この車体整備、自動車修理に関して、最後一問させていただきたいと思います。

このアンケートとは離れて、多くの車体整備の方はデーラーからの下

ていると、そこを重視して、この安全上の問題についてきちんと損保会社とそうした自動車修理の皆さんとよく同じ舞台で安全のためにどうするかということを検討いただきたいというふうに思いますけれども、いかがですか。

三日月大臣政務官

いや、本当に重要なご指摘をいただきまして、私も、事故、故障は発生していないと聞かれれば、当然、自分の修理作業に起因するような事故、故障は発生していないとどうしても答えてしまう、そういう聞き方になってしまっておりませんが、これをうかがえば、実名入りでこの回答を求めていれば、なおさらのこと、そういう結果になってしまう恐れがあると思っております。

いずれにいたしましても、安全上看過できない無理というもののが、この短過ぎる、小さ過ぎる作業指數によって発生しているのかしていないのか、その恐れがないのかとということを、この結果を踏まえてしっかりと検証させていただきたいというふうに思っております。

田村大臣政務官

金融庁としましても、損保会社が適切な保険金支払いをしているかどうかということを監督する立場でございますので、そこは国交省としっかり連携をしながら、委員のご指摘をしっかりと踏まえて検討を進めてまいりたいと思っております。

西田議員

この車体整備、自動車修理に関して、最後一問させていただきたいと思います。

このアンケートとは離れて、多くの車体整備の方はデーラーからの下

請けの作業をしておられます。この元請けである自動車デーラーから下請けを請ける際に、慣例として下請代金を値引きされている。これ自体、何か問題だとは思いませんか。

問題はその率、値引率、業界ではレス率というふうにいうようですが、これでこれがまで25%とか30%位であれば、そもそも仕事をもらっているわけですから、まあそんなに苦情も多くないと思うんですが、やはり最近は不況のせいでどうか、もう40、50%値引きされているというケースが多々あるというふうに聞いております。

損保会社とデーラーの間で協定した金額から40%、50%値引きをされて下請けに出されている。実際作業するのはその下請けの車体整備の事業者の方々であります。これは、業者とデーラーの間の取扱いは下請法の修理委託に当たるというふうに思っています。

したがって、下請代金減額の禁止、法四条一項三号、あるいは買い叩きの禁止、同項五号が規定されているわけであります。

今日は経済産業省の副大臣にもお見えいただきまして、ありがとうございます。

この下請法に規定していますことは、中小企業庁長官はこうした問題が起きた場合にはきちんと報告、または検査をしなければならない、こう規定しております。私が聞いているのがすごく、すごく例外的なことかものかもしれません。しかし、決して一人や二人から聞いている話ではないことも申し上げたいと思います。

このデーラーと下請けである車体整備の間の値引率、これが近年非常に大きくなっていると。それが、その段階ではできないということになって安全上の問題が起きたのではないかということを一番私は危惧しているわけですが、けれども、下請法に定めるこうした中小企業庁長官としての検査ならびに報告ということについて、どのように現状認識をされておられますでしょうか。

増子輝彦副大臣

下請け関係にある自動車デーラーと自動車修理工場との間の修理委託取引については下請代金法の対象となります。同法により買い叩きや下請代金の支払遅延などは禁止されているところであります。今委員からご質問のとおり、異常な値引き、これはまさに買い叩きということになろうかと思いまます。私どもとしてもこの実態をしっかりと把握をしなければいけないという認識に立ててございます。

そういうなかで、景気の落ち込みに伴う影響が極めて大きなこの問題に影響をされているんだろうと思います。立場の弱い下請け中小企業に瀕することのないよう、経済産業省としても中小企業庁としてもこの下請代金法の運用の強化に努めているところでございます。

具体的に申し上げますと、下請代金法に基づく書面調査数を昨年度の20万件から23万件に増加いたしまして、この買い叩きをはじめとする違反の実態把握を強化しているところでございます。二番目には、下請代金検査官、検査官おりますけれども、来年度は18人増員をいたしまして84人とするところでございます。さらに、三番目として、昨年末に問題行為を繰り返した親事業者に対して経済産業省といたしまして特別

経済産業省



事情聴取を、35社でございますが実施させていただきました。そして、改善報告を求めるなどの対策を講じているところでございます。

こういう実態のなかから、中小企業の取引に関する相談にさらに親身に対応すべく、全国48ヶ所に設置した下請けかけこみ寺の無料相談弁護士を400名に実は増員をさせていただいたところでございます。

今後とも、下請代金法を厳格に運用するなかで、下請け関係にある自動車デーラーと修理工場の取引も含め下請け取引の適正化を推進してまいりたいと思っております。

委員のおっしゃるとおり、値引率の問題、さらにこの景気低迷ということを含め、これからさまざまな問題が生ずる可能性がございますので、わが省としてもこの取り締まりあるいは指導にしっかりと努めてまいりたいと思っております。

西田議員

ありがとうございます。ぜひ、このデーラーと下請けたる車体整備の間の値引率、問題として上がっておりまして、実態を掌握していただいて適切な対応をお願いしたいと思います。

